

「医療法人等に係る所得金額の計算書」における
「計算の基礎とする収入金額の計算」の記載上の留意点（補足）

各種補助金収入の取扱いについては以下を参考にしてください。

○その他収入に含めない補助金

- (1) 圧縮損と相殺した結果、法人税の所得の算定上益金とならない補助金
- (2) 国又は地方公共団体若しくはこれらに準ずる公的機関（国又は地方団体が出資をしている
公共法人・公益法人等に限ります。）から収入した補助金のうち次のもの
 - ・施設整備に対する助成金（例：オンライン資格確認端末補助金）
 - ・雇用に対する補助金（例：キャリアアップ助成金）
 - ・借入に対する助成金（例：利子補給金）
 - ・臨床研修費補助金
 - ・経費等の実費を補填するものとして支給される補助金であって、補助金の算定方法として実費の額を超えない仕組みとなっているもの
（例：経費に係る領収書を添付してその合計額を限度として助成するもの）

○上記「その他収入に含めない補助金」に該当しないものは、その他収入に含めて下さい。

（例）

- ・物価高騰支援のために定額で支給されるもの
- ・一床あたり定額で支給される入院用ベッド確保の協力金